(五) 平 成二十三年 三 月三十一日

号

外

住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

和二十六年法律第百九十三号)第四十七条第二項の規定により公告する 本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法(昭

平成二十三年三月三十一日

岐阜県住宅供給公社 理事長

藤

井

徳

介

岐阜県住宅供給公社 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称

日以後に供用を開始したものを除く。) 営住宅及びその共同施設 (ただし、北方住宅及びその共同施設のうち平成九年四月 | 岐阜県県営住宅条例 (昭和三十五年岐阜県条例第二号) 第三条第一項に規定する県 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

四 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間 岐阜県県営住宅条例第四十九条第二項各号に掲げる権限を行うこと

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

岐阜県住宅供給公社公告第二号

和二十六年法律第百九十三号) 第四十七条第二項の規定により公告する。 本公社において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法(昭

発行 (ときは翌日)

岐

阜

県 公 報

号 外

毎週

(金曜日)

平成二十三年三月三十一日

	号 外 (5)	岐	阜	県	公	報		平成 2	23年3	月31日] (2)
平成二十三年三月三十一日発行						平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	四の事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間掲げる権限を行うこと	岐阜市営住宅管理条例(平成三年岐阜市条例第二十四号)第四十七条第二項各号に三、事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容	の表市営住宅名の欄に記載する市営住宅及びその共同施設「岐阜市営住宅省の欄に記載する市営住宅及びその共同施設	事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称	岐阜県住宅供給公社 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称	4+	平成二十三年三月三十一日
発 発 行 行 所 者						2011日まで)管理を行う即	が第二十四号)が設の管理の内	の共同施設	は共同施設の名)管理を行う者	理事長 藤 世事長 藤 一	
岐 阜 県 庁岐阜市薮田南二丁目一番一号						C	期間) 第四十七条第二項各号に内容	十三号') 別表第一一(一)	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	旬の名称	膝 井 徳 介紹公社	
編													
集													
各務原市テクノプラザー ー													
ブイ・アール・テクノセンター													